

|      |                        |
|------|------------------------|
| 案件名称 | 廃乾電池等運搬業務委託（概算契約）（その2） |
|------|------------------------|

## 仕様書

大阪市教育局

## 1 案件名称

廃乾電池等運搬業務委託（概算契約）（その2）

## 2 概要

発注者が回収した使用済みの廃乾電池、廃リチウム電池及び廃ボタン電池（以下「廃乾電池等」という。）を発注者が指定する積込場所から廃乾電池等処理施設へ運搬することを目的とする。

## 3 関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」（以下「法」という。）その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

## 4 排出事業者

本業務における排出事業者は大阪市教育委員会事務局とする。

## 5 履行期間

契約締結日から令和 7 年 12 月 26 日までとする。

## 6 業務内容

### （1）運搬物及び運搬量

ア 運搬物 廃乾電池等 200 リットルドラム缶（1 缶約 350kg）

イ 運搬量 4, 140 kg

なお、廃乾電池等は予定回収量のため増減することがある。

### （2）運搬作業

ア 受注者は、発注者が回収した廃乾電池等を、発注者が指定する積込場所（野村興産株式会社 関西工場）から、受注者が自ら所有する車両等又は発注者が承認した第三者の所有する車両等により、廃乾電池等処理施設（野村興産株式会社 イトムカ鋳業所）まで搬送を行う。

イ 受注者は、本業務を開始するまでに、受注者が定める様式において「運搬経路行程表」により発注者へ報告し、発注者の承認を得なければならない。

ウ 受注者は、廃乾電池等の運搬を実施する際は、発注者及び野村興産株式会社と日程の調整を行うこと。

エ 受注者は、積込場所において、車両の荷台開口部まで野村興産株式会社がフォークリフトで廃乾電池等を積み込むので、積載する際は野村興産株式会社の指示に従うこと。

オ 受注者は、他市町村と積み合わせ運搬する場合、発注者搬送分のみで計量を行うこと。

カ 受注者は、積込場所で積載するドラム缶に保管した廃乾電池等を、他の容器等に移さず、そのまま運搬すること。

### （3）積込場所

野村興産株式会社 関西工場 〒555-0041 大阪市西淀川区中島 2 丁目 4 番 143 号

TEL : 06-6476-0025

(4) 運搬先（廃乾電池等処理施設）

野村興産株式会社 イトムカ鉱業所 〒091-0091 北海道北見市留辺蘂町富士見 217 番地 1  
TEL : 0157-45-2911

## 7 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は別紙－１記載のとおりであり、この事業範囲を証するものとして、産業廃棄物収集運搬業許可証（積込み場所及び積下ろし場所の両方とする。）（以下「許可証」という。）の写しを契約書へ添付すること。なお、許可事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者へ提出すること。

## 8 概算契約

本業務の数量は概算であり、発注者の都合により増減することがある。契約当初は概算数量で契約するが、後日数量を確定する。

業務委託料の確定は、概算契約の内訳明細（別紙－２）の単価へ履行期間内の実履行数量を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行う。

概算契約の内訳明細（別紙－２）については、業者決定後、発注者と協議を行う。

## 9 使用車両について

(1) 受注者は、次の仕様及び設備を備えた車両を調達すること。

ア 車両は道路運送車両法の保安基準に適合すること。

イ 車載用ＡＢＣ消火器４型以上を常備すること。

(2) 搬入及び搬出の際に使用する車両は、野村興産株式会社の計量器（台部が１４ｍ）で計量できる車両とすること。

(3) 受注者は使用する車両を「使用車両届」（別紙－３）により届け出て、発注者の承認を得なければならない。また、届出内容に変更が生じた場合は、その都度速やかに届け出て、発注者の承認を得なければならない。

(4) 車両は受注者が常時使用できるものでなければならない。なお、やむを得ず第三者の保有する車両を使用する場合は、あらかじめ「車両使用承諾書」（別紙－４）により届け出て発注者の承認を得なければならない。

(5) 「使用車両届」（別紙－３）については、「車両写真」を添付の上、提出すること。

(6) 使用車両は、全て自動車任意保険（対人、対物とも無制限）に加入すること。

なお、保険料は、受注者が負担するものとする。

(7) 受注者は、交通事故防止のため業務従事者に運行開始前点検を行わせ、これを確認すること。また、整備不良がないよう車両を適正に維持管理すること。

## 10 業務従事者の選任

受注者は本業務を開始するまでに「業務担当者届」（別紙－５）により発注者へ報告し、発注者の承認を得なければならない。また、届出の内容に変更が生じた場合は、速やかに報告しなければならない。

## 11 電子情報処理組織（電子マニフェストシステム）の利用

- (1) 産業廃棄物の処理にあつては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。
- (2) 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。
- (3) 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を発注者へ提示すること。
- (4) 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

## 12 労務管理等

- (1) 受注者は、車両運転手に対し、業務従事前アルコール検知器を使用して酒気を帯びた状態でないこと、運転免許証を携帯していること及び免許停止・取消し等の処分を受けていないことを確認しなければならない。確認の結果、該当者がいる場合には、運転業務に従事させてはならない。
- (2) 受注者は、業務従事前、業務従事者の健康状態に留意し、業務遂行に支障があると判断される場合には、業務に従事させないこと。
- (3) 受注者は、業務従事者の労務管理等にあたって、労働関係法規等を遵守すること。

## 13 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 排出された産業廃棄物を収集運搬車両へ積込む際は、施設を汚さないよう注意すること。
- (2) 積込・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意すること。
- (3) 業務履行中、現場及びその周辺にある施設（構造物、機器等）に対して支障を及ぼさないよう、養生を行うなど必要な措置を講じること。
- (4) 産業廃棄物を積込んだ後は、発生したごみ等が無いよう片づけること。

## 14 安全作業等

受注者は、労働安全衛生関係法令の定める所により、従事者に対する安全衛生についての対策を実施しなければならない。また、関係法令の適用を受けない場合については、これを準用し実施するよう努めなければならない。

## 15 環境負荷の低減に関する事項

- (1) 受注者は本業務の履行において、発注者の取組みに準じ、環境負荷の低減に努めなければならない。
- (2) 車両については、低公害車等、環境に負荷の少ない車両を使用し、運転においても、急発進・空ふかしなどをせず、環境に配慮した走行を心がけなければならない。

(3) 長時間停車する際や車両を離れる際はエンジンを止める等、不要なアイドリングはしないこと。

## 16 報告書等の提出

(1) 受注者は、搬送業務を終了するごとに「業務完了届」(別紙－6)により発注者へ報告し、発注者の承認を得なければならない。

(2) 受注者は、交通事故(人身・物損)、車両火災、労働災害、作業事故、その他不測の事態が発生した場合は、直ちに自ら適切な処置を取るとともに、関係者に対し誠意を持って対応しなければならない。

また、受注者は発注者へ直ちに状況を連絡するとともに、発注者からの指示によって当該時点で判明している状況を直ちに発注者に報告しなければならない。その際報告書には状況が分かる写真を貼付すること。

なお、最終的な結果についても速やかに発注者に報告するとともに、発注者から指示があった場合は、担当業務の変更等の効果的な再発防止策を講じ、検証を行った上、書面により発注者に報告し、発注者の承認を得なければならない。

## 17 費用の負担

本業務の履行に要する費用は、すべて受注者の負担とする。また、本業務が起因となり、受注者の機材に損害が生じた場合や受注者の業務従事者が負傷等した場合においても、その損害等の回復、負傷等の治療に要する費用などについては、受注者の負担とし、発注者は責任を負わない。

## 18 損害の負担

受注者の故意又は過失により、回収場所・指定場所及びその他物件への損害又は第三者に損害を与えた場合、受注者は賠償の責を負う。

また、損害額等について、第三者との間で紛争が生じた場合は、受注者が責任をもって解決を図るものとする。

受注者の故意又は過失により、回収場所・指定場所及びその他物件への損害又は第三者に及ぼした損害について、発注者が当該第三者等に賠償する場合、受注者はその賠償額を負担する。

## 19 検査・計量

受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

## 20 再委託について

(1) 業務委託契約書(経常型)第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 廃乾電池等の運搬業務

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する※。

- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書業務委託契約書（経常型）第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 21 委託契約を解除した場合の処分されない産業廃棄物の取扱い

発注者及び受注者は、下記内容により相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することが出来る。但し、発注者又は受注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の収集運搬が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の処置を講じなければならない。

- (1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

ア 受注者は解除された後も、その産業廃棄物に対する本件契約区分に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集運搬を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用を持って行わせなければならない。

イ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ 上記イの場合、発注者は当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集運搬を行わせしめるものとし、その負担した費用を、受注者に対して償還を請求するものとする。

- (2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって引き取ることを要求し、もしくは受注者自ら発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

## 22 遺失物の処理

本業務中に遺失物を拾得、または市民等から届け出があった場合は、遅滞なく警察署に届けなければならない。なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず

返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、大阪市に帰属する。

## 23 委託業務に関する検査

- (1) 発注者は、委託業務に関して検査を実施する。
- (2) 発注者は、法令上又は業務上必要があるときは、受注者の業務の履行に立会い、受注者の事務所等へ立ち入り、又は、書面により報告を求めることができる。なお、受注者は、正当な理由がない限りこれを拒むことはできない。

## 24 その他

- (1) 受注者は上記「7 受注者の事業範囲」により契約書に添付する許可証に「水銀使用製品産業廃棄物を含む」の表記がない場合、本業務が履行可能であることを証するため、発注者へ「収集業務に関する申出書」を提出すること。
- (2) 応札にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札すること。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。  
契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈による。
- (3) 受注者は本業務の開始前に、処理業者との間で廃棄物の持ち込みに関する確認・打合せを実施し、業務の円滑化を図ること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。
- (5) 本業務に使用する車両については、産業廃棄物収集運搬業の許可を得た車両とすること。
- (6) 廃乾電池等回収量の増減等により、運搬量の変更を行う場合においても、契約単価の変更は原則として認めない。

## 25 事業担当

大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター 学務担当

(所在地) 大阪市西成区天下茶屋1-16-5

(連絡先) 06-6115-7794

収集運搬に関する事業範囲  
(積み込み場所)

許可都道府県・政令市： \_\_\_\_\_

許可の有効期限： \_\_\_\_\_

事業範囲： \_\_\_\_\_

許可の条件： \_\_\_\_\_

許可番号： \_\_\_\_\_

(積み下ろし場所)

許可都道府県・政令市： \_\_\_\_\_

許可の有効期限： \_\_\_\_\_

事業範囲： \_\_\_\_\_

許可の条件： \_\_\_\_\_

許可番号： \_\_\_\_\_

概算契約の内訳明細

単位：円

| 種別（業務内容）      | 数量（※）   | 単価・円 | 金額・円（※） |
|---------------|---------|------|---------|
| 廃乾電池等         | 4,140kg |      |         |
| 業務委託料総額（税抜）   |         |      |         |
| 消費税及び地方消費税相当額 |         |      |         |
| 業務委託料総額（税込）   |         |      |         |

※数量及び金額は概算であり、本市の都合により増減することがある。

※種別ごとの金額は、数量に単価を乗じて、算出すること

この金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること

使 用 車 両 届

令和    年    月    日

大阪市教育委員会  
教    育    長   様

(住所)

(氏名)

案件名 \_\_\_\_\_  
にかかわって、当該業務に使用する車両を、下記のとおり届出します。

記

1    車両番号

車両番号

- ① \_\_\_\_\_
- ② \_\_\_\_\_
- ③ \_\_\_\_\_
- ④ \_\_\_\_\_

2    所有者

- ① \_\_\_\_\_
- ② \_\_\_\_\_
- ③ \_\_\_\_\_
- ④ \_\_\_\_\_

3    使用期間

自    令和    年    月    日  
至    令和    年    月    日

※車検証（写し）及び車両写真を添付すること。  
※借受け車両を使用する場合は、所有者の車両使用承諾書を添付すること。

## 車 両 使 用 承 諾 書

大阪市教育委員会教育長 様

所有者

住 所

氏 名

私儀所有の車両の使用を、下記のとおり承諾いたします。

なお、該当車両について、万一事故発生の際には、その責任は下記の者に負わせます。

### 記

1. 車両番号

2. 使 用 者

3. 使用目的 産業廃棄物の収集運搬業務（廃乾電池）

|         |   |    |   |   |   |
|---------|---|----|---|---|---|
| 4. 使用期間 | 自 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
|         | 至 | 令和 | 年 | 月 | 日 |



| 監督職員 | 担当係長 |
|------|------|
|      |      |

業 務 完 了 届

令和      年      月      日

大阪市教育委員会  
教育長                      様

住所又は事務所所在地  
フリガナ  
商号又は名称  
フリガナ  
氏名又は代表者名  
受任者名

下記のとおり、業務が完了しましたのでお届けします。

記

業務名称

業務場所

契約番号

契 約 日

令和                      年                      月                      日

履行期限

令和                      年                      月                      日

完 了 日

令和                      年                      月                      日

金      額

金                                      円

添付書類

計量証明書（写）

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること  
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること